

王寺町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、王寺町補助金等交付規則（平成18年3月王寺町規則第1号）の規定に基づき、王寺町サテライトオフィス等開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めることにより旧南都銀行王寺支店1階部分（奈良県北葛城郡王寺町久度2丁目3番1号リーベル王寺西館。以下「事業対象地」という。）をサテライトオフィス等として利用可能な施設整備に取り組む事業者に対して、補助金を交付することにより、本町への新たな人の流れを創出し、多様な働き方を支援し、もって地域経済の活性化を図るとともに、移住・定住人口の増加を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等 企業の事務所若しくは事業所、サテライトオフィス、シェアオフィス又はコワーキングスペース等として利用することを目的に整備された賃貸用業務施設をいう。
- (2) 公募型プロポーザル 複数の者に整備事業に関する企画提案を求め、創造性、実現性、経験等を総合的に勘案して最も優れた企画提案を行ったものを整備事業者として選定する方式をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる整備事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 本町が実施する公募型プロポーザルにより選定された者であること。
- (2) 事業対象地について、所有者と賃貸借契約を締結していること。
- (3) 自身が行っている事業に関係する法令を遵守していること。
- (4) 拠点施設の管理・運営にあたる人員を配置するとともに、当該施設における業務を5年以上継続することが見込まれること。
- (5) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 本町の町税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 法人税
- (6) 申請者又はその役員が次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 暴力団員（王寺町暴力団排除条例（平成23年12月王寺町条例第18号。ウにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 法人その他の団体で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。

ウ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

エ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種の事業を営む者ではないこと。

(8) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(9) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者ではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、以下の各号に掲げる経費のうち、当該年度に発生し支払が完了したものとす。

(1) 施設整備・運営費 以下のとおりとする。

区分	内容
ア 施設整備費	対象となる施設の増築、改築、模様替え、修繕その他の改修に要する経費 対象施設として整備される建築物と構造上一体となっていて、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる設備導入（電気、ガス、給排水、空調設備、トイレ等）に要する経費
イ 通信環境整備費	対象となる施設の通信環境の整備に要する経費（施設内のWi-Fi、LAN環境の構築に伴う機器の購入、レンタル、設置工事等）
ウ 什器・機器導入費	テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる什器・機器（机、イス、パソコン、プリンタ、コピー機等）に要する経費
エ 施設の利用促進に必要な機能の整備に要する費用	カフェ等コミュニティスペース等のサテライトオフィス等の利用を促進するために必要な経費 ※補助対象経費の20%以内とする。
オ 施設運営・管理費	テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる施設運営・管理に係る経費（人件費、光熱水費、通信料、賃貸料等）

- (2) プロジェクト推進費 施設整備・運営費以外のソフト経費で、以下のとおりとする。
- ア プロモーション経費（動画、ポスター、ホームページの製作等）
 - イ ビジネスマッチング・セミナー経費
 - ウ 企業の採用活動経費（インターン、説明会）
 - エ オンライン会議用ブース料（リース等）
 - オ その他外注費 等

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは補助対象経費から除くものとする。

- (1) 国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係る経費
- (2) 消費税及び地方消費税相当額
（補助金の額等）

第5条 補助金の補助限度額及び補助率・補助金額は、次の表のとおりとし、予算の範囲で定めた額とする。

補助対象経費	補助限度額	補助率・補助金額
(1)施設整備・運営費	3,000万円	補助対象経費に4分の3を乗じて得た額と補助限度額のいずれか低い額
(2)プロジェクト推進費	1,200万円	補助対象経費と補助限度額のいずれか低い額

- 2 補助金の額の算定に際し、1,000円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、同一の補助対象者について当該年度において1回限りとする。この場合において、子会社または関連会社その他実質的に同一の経営とみなされる事業者は、その全てをもって同一の補助対象者とみなす。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本町が公募型プロポーザルにより整備事業者として選定した後、補助対象事業の着手前に、王寺町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（5年間）（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 法人登記事項証明書の写し
- (4) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (5) 納税（完納）証明書
- (6) 施設整備・運営に係る工程表（1年間）
- (7) 施設整備の工事図面等
- (8) 見積書等補助対象経費の算出根拠となる書類の写し（補助対象経費を明確に判別できるものに限る。）
- (9) 事業対象地の賃貸借契約書の写し

2 この補助金に係る消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及びその金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税額等仕入れ控除税額」という。）がある場合には、これを減額して前項の規定による申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税額等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、王寺町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付決定について、条件を付すことができる。

（変更等の申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容及び補助対象経費の変更をしようとするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき（以下「変更等」という。）は、王寺町サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更等承認申請書（様式第6号）に、必要に応じて次に掲げる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更後の収支予算書（様式第3号）
- (3) 変更後の見積書の写し
- (4) 変更後の工事図面・実施箇所の写真等
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項に規定するときにおいて次の各号のいずれかの場合にあっては、変更の承認を受ける必要はない。この場合において事業計画の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合でも、交付決定額は変更しないものとする。

- (1) 補助対象経費総額の10パーセント以内の軽微な変更の場合
- (2) 補助目的に影響がない事業計画の細部における変更の場合

（変更等の承認の決定）

第9条 町長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更内容等の承認の可否を決定し、王寺町サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更等承認（不承認）決定書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、王寺町サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

る。ただし、実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日とする。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支報告書（様式第10号）
- (3) 補助対象事業に係る工事請負契約書の写し
- (4) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (5) 補助対象事業の実施前及び実施後の状況を確認できる写真
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し又は検査済証を発行したことの証明書（同法第6条第1項の規定による確認申請が必要となる改修工事をする場合に限り。）
- (7) 工事完了報告書（様式第11号）（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請が必要でない改修工事をする場合に限り。）

（交付額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、王寺町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第12条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、王寺町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 補助金等は、前2条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 町長は、前条の補助金の請求があったときは、請求書を受領した日の翌日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第14条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他町長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。
- (5) 当初計画した事業を5年以上継続することができないとき。

（現地調査等）

第15条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対して現地調査への協力、書類の提出等を求めることができる。

（財産の管理及び処分）

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得した設備等（以下「設備等」という。）

について、補助対象事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設し、又は増設した設備等の処分をしてはならない。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業が完了した日(補助対象事業を中止又は廃止した場合においては、その承認を受けた日)に属する会計年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の申請を行った者に対する補助金の交付については、同日後においても、なおその効力を有する。